

社会保障論評24-008号 （作成日：2024年8月28日）

「基礎年金底上げ、本格検討」朝日新聞2024年8月22日付朝刊1・3面

- 「基礎年金（国民年金）など公的年金の目減りを防ぐため、厚生労働省は基礎年金部分の底上げ策の本格検討に入った。会社員らが入る厚生年金の積立金を使う案が有力。ただ、将来的に兆円単位での国の負担が必要となり、財源確保が課題だ。」という記事である。
- 7月公表の財政検証の「過去30年投影ケース」（就業する人の数や賃金上昇のペースが鈍いと想定）では、「給付水準は現在よりも2割ほど減少（所得代替率が2024年度36.2%→2057年度25.2%）。特に基礎年金の減少が目立ち、対応が急務」という点が背景にある。
- しかし、そもそも、何故、基礎年金と厚生年金の給付水準調整期間が異なることになるのか。それは、「基礎年金の水準は第1号被保険者の財政均衡により決定され」、その基礎年金をベースに「厚生年金の財政均衡で2階の給付水準が決定される」ということによる。
- 調整期間の一致は、「公的年金全体の財政均衡によりまして基礎年金も報酬比例も同時に決定する。そういった方法に変更する」ということであり、本来的な考え方と言えよう。
（年金部会2004年7月3日参考資料3-1「令和6（2004）年オプション試算結果」13-20頁）
- そもそも、国民全体にかかる基礎年金の水準調整を、第1号被保険者についての国民年金の資産残高で行うことがおかしいわけである。2004年に現行の仕組みを導入した際には調整期間が同じであったから、この問題は表面化しなかったが、2009年に不一致が生じた。
- この問題は、その際に突き詰めて検討すべきものであったが、当時は、経済前提が甘くなったのではないかという点に議論が集中した。筆者自身も、そちらの点に注目しており、調整期間不一致を深く掘り下げなかったのは不明であった、と深く反省するところである。
- ただ、調整期間の一致には「厚生年金の積立金の活用」という側面があり、財政基盤が脆弱な国民年金を厚生年金が救済するのか、との反感がつきまとう。警戒感の根底には、基礎年金制度創設時に、独立の基礎年金勘定を設けず、財政調整の形を温存した点がある。
- 「社会全体で高齢者等の生活を支える制度」と言える公的年金は、基礎年金だけである。厚生年金は、被用者に限定された強制企業年金とも言える制度であり、しかも多くの非正規労働者を依然排除している。強制企業年金なら、スライドの適用の妥当性も疑問である。
- 調整期間の一致に対し「基礎年金の半額は国の支出で賄う仕組みのため、巨額の財源確保が課題」とされているが、異様な議論である。この論法なら、仮に見込みよりも経済状況等がよくなって調整が不要となれば、国庫負担が増えることになり問題ということになる。
- マクロ経済スライドによる調整は、少子高齢化による支え手の減少と受給者の長寿化に対応するものとして、やむを得ずに導入されたものである。調整期間の短縮が国庫負担の増加につながるなどの議論は、そうした公的年金の切なさを無視した暴論と言わざるを得ない。
- 一方で、公的年金が脆弱になれば、国庫負担で、生活保護（2024年度予算2.9兆円）や年金生活者給付金（2022年度支給額3837億円）は増える。基礎年金の強化は、国民が希望する社会保障改革の一丁目一番地ではないのか。総合点見地から検討すべきであろう。（以上）